

後期高齢者医療制度のお知らせ

■市民保険課 ☎57-8506

保険料率は昨年度と同じです

- ▶ 被保険者均等割額 54,394円
- ▶ 所得割率 11.42%

◆保険料の計算方法



※賦課基準額…総所得金額(公的年金等控除などを差し引いた額)から、山林所得金額、土地建物の譲渡所得等から基礎控除額(33万円)を引いた所得金額

年間保険料の上限額が62万円に変わりました

中間所得者層の方の保険料負担とのバランスなどを考慮し、1人あたりの年間保険料の上限額が今年度の保険料から62万円となりました。

7月分からの納付書がコンビニで利用できます

保険料(普通徴収の方)の納付書が7月分から、コンビニでも利用できる納付書になりました。この納付書は、これまでの金融機関や郵便局などの窓口に加え、コンビニで時間帯や曜日を気にすることなく支払うことができます。ぜひご利用ください。



住民税が非課税の世帯の方へ

申請すると入院中の食事代等が減額できます。詳しくは市民保険課までお気軽にお問い合わせください。

保険料の軽減措置が変わりました

1【被保険者均等割額の軽減】
世帯主および被保険者の総所得金額等の合計額状況により軽減の判定をします。

軽減割合	軽減後の均等割額	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
9割	5,439円	33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合
8.5割	8,159円	33万円以下
5割	27,197円	33万円+(27万5千円×被保険者数)以下
2割	43,515円	33万円+(50万円×被保険者数)以下

※公的年金収入の場合、年金収入額から公的年金等控除額に15万円を加算した額を差し引いた後の額で軽減の判定をします

2【所得割額の軽減を廃止】
制度の持続性を高め、世代間・世代内の負担の公平を図り負担能力に応じた負担を求める観点から、今年度から所得割額の軽減措置が廃止となりました。

3【被用者保険の被扶養者であった人の軽減】
後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険(協会けんぽ・共済組合・船員保険など)の被扶養者(扶養家族)であった人は、被保険者均等割額が5割軽減され、所得割額は賦課されません。

(注)保険料の軽減は、その年度の4月1日(4月2日以降新たに資格を取得した方は資格取得日)時点の世帯構成による世帯主および被保険者全員の前年中の所得をもとに算定されます。世帯主および被保険者のうち、前年中の所得が未申告の方がいた場合、その世帯の被保険者全員の保険料の軽減が判定できませんので必ず所得を申告してください。

後期高齢者医療・高額療養費制度改正のお知らせ

■市民保険課 ☎57-8506

平成30年度分から
75歳以上 医療保険料の軽減率が変わりました

75歳以上の方の保険料は所得割(年収に応じて納める部分)と、均等割(全員が納める部分)で金額が決まります。いずれも下記に該当する方は今年度から特例の軽減率が変わりました。

所得割…10割負担に

対象者…年収が約153万円～約211万円の方
(均等割の定額部分は変わりません)

ポイント 引き落とし額が変わるのは10月から

年金からの引き落としの場合、前半(4月・6月・8月)の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、後半(10月・12月・2月)で残りの保険料を調整します。

均等割…5割軽減に

対象者…元被扶養者で特定の要件に該当する方

- 元被扶養者…後期高齢者医療保険に加入する前日の時点で、家族の健康保険で被扶養者だった方
- 特定の要件の例…
(例1)年金収入が168万円を超える単身者。
(例2)どちらかの年金収入が168万円を超える75歳以上の夫婦2人世帯など

8月から
70歳以上 高額療養費の上限額が変わります

*65歳～70歳で障害認定を受けた後期高齢者医療保険加入者を含みます

医療費が高額になり、決められたひと月ごとの上限額を超えた場合に、その上限額を超えて支払った分の払い戻しを受けることができる高額療養費制度。その上限額が8月から変わります。

課税世帯で、医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は、市役所窓口で「限度額適用認定証」の交付を申請してください。
非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

限度額の一覧	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
住民税課税所得が690万円未満の方	252,600円 +(総医療費-842,000円)×1% ※多数回該当…140,100円	
住民税課税所得が380万円以上690万円未満の方	167,400円 +(総医療費-558,000円)×1% ※多数回該当…93,000円	
住民税課税所得が145万円以上380万円未満の方	80,100円 +(総医療費-267,000円)×1% ※多数回該当…44,400円	
住民税課税所得が145万円未満の方	18,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円
住民税非課税世帯	8,000円	* [区分I] 15,000円 [区分II] 24,600円

*区分I…年金収入80万円以下などの住民税非課税世帯
区分II…住民税非課税世帯